

静岡市民文化会館基本計画等策定業務契約書（案）

委託者静岡市（以下「甲」という。）と受託者●●●（以下「乙」という。）との間に、静岡市民文化会館基本計画等策定業務の委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義に従い、この契約を誠実に履行するものとする。

（委託業務）

第2条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを受託する。

令和2年度 観文文振委第10号 静岡市民文化会館基本計画等策定業務

（委託業務の内容）

第3条 委託業務の内容は、別紙仕様書のとおりとする。

（委託期間）

第4条 委託期間は、契約日から令和3年3月15日までとする。

（委託料）

第5条 委託料の額は、●円（うち消費税及び地方消費税の額●円）とする。

（納入期限等）

第6条 委託業務に係る契約目的物の納入期限は、令和3年3月15日までとする。

2 前項の契約目的物の納入は、当該契約目的物について、甲の検査に合格したときをもって完了したものとする。

（委託業務の完了報告及び検査）

第7条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了報告書（契約目的物を含む。）を甲に提出し、甲は、当該報告書の提出を受けたときは、その日から10日以内に検査を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときはいつでも、乙に対し委託業務の実施状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（委託料の支払）

第8条 乙は、前条の検査に合格した後第5条に定める委託料に係る請求書を甲に提出するものとし、甲は、当該請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（秘密の保持）

第9条 乙は、委託業務の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。委託業務の終了後又はこの契約の解除後も、また同様とする。

2 乙は、前項に規定する乙の従事者の責務について、万全の措置を講じなければならない。

（個人情報の保護に関する事項）

第10条 乙は、委託業務を実施するに当たり、個人情報の保護に関する取扱仕様書（別紙）に定める事項を遵守しなければならない。

(事故処理)

第11条 乙は、委託業務の処理に当たり、事故その他の理由により委託業務の正常な履行に支障が生じたとき、又は生ずるおそれがあると認められるときは、直ちに甲にその旨を報告するものとし、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の規定による報告後、速やかにその内容を詳記した書面を甲に提出しなければならない。

3 乙は、秘密の保持及び個人情報の保護に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 乙は、第三者に対し、委託業務の全部若しくは一部の実施を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、特別な理由がある場合で、あらかじめ甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

3 乙は、前項ただし書きの規定によりあらかじめ甲の承認を受けたときは、再受託者等との契約書等に第9条から前条までの規定を準用する旨を明記しなければならない。

4 乙は、前項の再委託等の契約を締結した後、速やかに当該契約書等の写しを甲に提出しなければならない。

(納入期限の延長)

第13条 乙は、第6条第1項に定める納入期限内に契約目的物を納入することができない理由が生じたときは、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。この場合において、乙は、その理由を記載した書面をもって、当該期間の延長を甲に申請しなければならない。

2 甲は、前項の申請を受けた場合において、その理由が天災地変その他不可抗力によるものと認められるときは、相当と認める日数を延長することができるものとする。

3 甲は、第1項の申請を受けた場合において、その理由が乙の責めに帰するものであるときは、乙から遅滞金を徴収して、相当と認める日数を延長することができる。

(契約の変更等)

第14条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の一部を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の履行を中止させることができる。

(損害賠償)

第15条 乙は、委託業務の実施に当たり、甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害について賠償の責めを負うものとする。

2 委託業務の実施に当たり、乙又は乙の従業員に損害を生じても、甲は、その責めを負わない。

(不当な取引制限等に係る損害賠償の予約)

第16条 乙は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かにかかわらず、損害賠償金として委託料の10分の2に相当する額を甲に支払わなければならない。この契約が履行された後においても、同様とする。

(1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 乙又はその役員若しくは使用人が、独占禁止法第11章の規定又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条の規定に該当して有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項の規定による損害賠償金の額を超える場合においては、甲が当該超過する金額の賠償を乙に請求することを妨げるものではない。

3 第1項の規定に該当したことによりこの契約を解除された場合において、静岡市契約規則（令和15年静岡市規則第47号）第47条第3項の規定により契約保証金額に相当する額を支払うときにおいても、甲が第1項の損害賠償金の支払を乙に請求することを妨げるものではない。

（協議解除）

第17条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

（契約の解除）

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により、委託業務が第4条の期限内に履行されず、又は履行される見込みがないと認められるとき。

(2) 前号に定める場合のほか、乙がこの契約の条項に違反したとき。

(3) 次のアからオまでのいずれかに該当するとき。

ア 役員等（静岡市の事務事業の契約相手方が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（令和25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(4) 前各号に定める場合のほか、乙がこの契約の条項に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲に損害が生じたときは、乙がその責めを負うものとする。

3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙に損害が生じても、甲は一切その責めを負わない。

(市長への報告等)

第19条 乙は、契約の履行に当たって、暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市長に報告するとともに、所轄の警察署長への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

(所有権の帰属)

第20条 契約目的物の所有権は、甲に帰属するものとする。第17条及び第18条第1項の規定によりこの契約が解除された場合の契約目的物に係る既履行部分についても、また同様とする。

(著作権等)

第21条 乙がこの契約に従い甲に提出する契約目的物を含む提出物（以下「提出物」という。）の所有権は、甲から乙へこの契約に係る委託料が完済されたときに、乙から甲へ移転する。

2 提出物に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下同じ。）その他の知的財産権（以下合わせて「知的財産権等」という。）は、乙又は第三者が従前から保有していた知的財産権等及び汎用的な利用が可能な知的財産権等を除き、この契約に係る委託料が完済されることを条件に甲に帰属するものとする。

3 甲は、前項により乙に著作権が留保された著作物につき、提出物を利用するために必要な範囲で、甲の責任において複製、翻案することができるものとし、乙は、かかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。

(定めのない事項等の処理)

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印の上各自1通を保有する。

令和●年●月●日

静岡県葵区追手町5番1号
委託者 甲
静岡市長 ○○○○ 印

○○市○○区○○町○○番地
受託者 乙
○○○○ 印

別紙（第10条関係）

個人情報の保護に関する取扱仕様書

1 個人情報保護の基本原則

乙は、この契約に基づく業務（以下「業務」という。）の実施に当たり、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）について、その保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

2 個人情報の漏えい等の禁止

乙は、業務に関して、知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

3 使用者への周知

乙は、その使用する者に対し、在職中及び退職後において、業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外に利用してはならないこと等の個人情報の保護の徹底に関する事項を周知しなければならない。

4 適正な管理

乙は、業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止を図るため、管理責任者を選任し、個人情報の適切な管理を行わせる等個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

5 収集の制限

乙は、業務において個人情報を収集するときは、当該業務を実施するために必要な範囲内で、本人から直接収集しなければならない。

6 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に係る個人情報を当該業務の目的以外に利用し、又は提供してはならない。委託業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

7 複写及び複製の禁止

乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務の実施に当たり甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

8 資料等の返還

乙は、業務の実施に当たり甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

9 再委託等における個人情報の取扱い

乙は、契約書第10条第1項ただし書の規定により甲の承認を受けて業務を再委託する場合は、再委託を受けた者との間で締結する契約書等に、この契約書の個人情報の保護に関する規定を準用する旨を明記しなければならない。この場合において、乙は、当該契約書等の締結後、速やかにその写しを甲に提出するものとする。

10 事故発生時における報告

乙は、業務の実施において、この仕様書に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。